

特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令案について

平成 20 年 9 月 30 日
特許庁制度改正審議室

．改正の概要

(1) 料金納付に係る口座振替制度の導入について

特許法等の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 16 号）により、特許料又は登録料（以下「特許料等」という。）及び手数料の特許関係料金について、新たに預金口座等からの振替（口座振替）による納付を可能とするための規定を工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成 2 年法律第 30 号。以下「特例法」という。）に新設した。特例法第 15 条の 2 第 1 項においては、口座振替に関する根拠を規定した上で、同条第 2 項において口座振替に係る手続等の必要な事項を省令で定めることとしていることから、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成 2 年通商産業省令第 41 号。以下「特例法施行規則」という。）及び関係省令において、口座振替に係る必要な手続等を定めるため、所要の改正を行う。

(2) 特許料及び登録料の自動納付制度の導入について

特許権、実用新案権又は意匠権に係る第 4 年分（意匠権にあっては第 2 年分）以後の各年分の特許料等の納付について、特許権者、実用新案権者又は意匠権者（以下「特許権者等」という。）からの事前の申出により、各年分ごとに納付の申出をすることなく、自動的に特許権者等の予納口座又は預金口座から当該特許料等を控除し、当該特許料等の納付に充てることを可能にするため、特例法施行規則について、所要の改正を行う。

(3) 特許出願等に関する情報提供の電子情報処理組織を用いた手続等について

特許法施行規則（昭和 35 年通商産業省令第 10 号）第 13 条の 2 及び第 13 条の 3 等に規定する特許出願等に関する情報提供に係る手続について、電子情報処理組織を用いてオンラインにより当該情報提供手続を行うこと等を可能とするため、特例法施行規則等について、所要の改正を行う。

(4) 立入検査の身分証明書の様式変更について

総務省における検査・調査等業務従事者の身分確認に関する調査結果に基づく通知（平成 18 年 4 月 25 日）を受け、特例法施行規則において規定されている登録情報処理機関等に対する立入検査の際に提示する立入検査証の様式について、所要の改正を行う。

・改正の内容

(1) 料金納付に係る口座振替制度の導入について

特許関係料金納付に際して口座振替により納付する場合の手續等に関する規定として、特例法施行規則を次のとおり改正する。

口座振替による納付に係る事前の届出等に関する規定（第 3 9 条の 2 及び第 3 9 条の 3 [新設]）。

口座振替により納付することができる手續の指定に関する規定（第 3 9 条の 4 [新設]）。

口座振替により納付する旨の申出に係る様式等に関する規定（第 4 0 条 [改正]）。

口座振替により納付がされた場合の納付日の特例に関する規定（第 4 0 条の 3 [新設]）。

委任による代理人により口座振替納付を行う場合の届出等に関する規定（第 4 1 条 [改正]）。

その他、関連する事項及び様式備考について所要の改正を行う。

(2) 特許料及び登録料の自動納付制度の導入について

特許料等の自動納付制度に関する手續等に関する規定として、特例法施行規則に次の規定を新設する。

特許料等の納付に際して、あらかじめ特許庁長官に提出した納付すべき年分を特定しない納付を申し出る書面（以下「自動納付申出書」という。）を援用してすることができることとする旨の根拠に関する規定（第 4 1 条の 5 第 1 項）。

自動納付申出書に係る記載事項等に関する規定（第 4 1 条の 5 第 2 項）。

自動納付申出書の援用に関する規定（第 4 1 条の 5 第 3 項）。

自動納付申出書及び自動納付の申出の取下げに係る様式等に関する規定（第 4 1 条の 6 及び第 4 1 条の 7 ）。

その他、自動納付申出書（様式第 4 0 の 2 ）及び自動納付取下書（様式第 4 0 の 3 ）に係る様式を定める。

(3) 特許出願等に関する情報提供の電子情報処理組織を用いた手續等について

特許出願等に関する情報提供手續について、特例法第 3 条（特例法施行規則第 1 0 条委任規定）に基づく電子情報処理組織を使用して行うことができる手續（以下「特定手續」という）とするため、特例法施行規則第 1 0 条に第 6 1 号を新設し、情報提供に係る手續を特定手續として指定するとともに、関連する事項及び様式備考について所要の改正を行う。

(4) 立入検査の身分証明書の様式変更について

特例法施行規則第48条の規定により定められた同規則様式第41の立入検査の身分証について、管理番号及び有効期限の記載を追加する。

．公布及び施行期日

公布：平成20年9月30日

施行：平成21年1月1日

ただし、口座振替による納付の申出に係る事前手続に関する規定（特例法施行規則第39条の2及び第39条の3）及び特許料等の自動納付申出書の提出等に係る規定（特例法施行規則第41条の5第2項、第41条の6及び第41条の7）については、平成20年10月1日から施行することとする。